令和2年度 火山噴火緊急減災対策(ソフト対策総合検討) 業務委託 特記仕様書(案)

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和2年度 火山噴火緊 急減災対策(ソフト対策総合検討)業務委託」に適用する。

第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」(平成29年4月改訂)、「鹿児島県公共測量作業規程」(平成20年10月改訂)、「砂防事業設計積算基準」(平成29年10月改訂)、国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準調査編」(平成26年4月改訂)、「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」、「火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)」、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和3年3月17日(水)までとする。

本業務委託は,現在繰越の申請中であるため,完了工期については, 繰越承認を受け次第,契約変更する予定である。

なお、繰越承認後の完了工期は令和3年12月17日(金)を予定している。

第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏 名等については、別途通知する。

第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者(以下、乙)の責めに帰すべき誤りが 発見されて、鹿児島県(以下、甲)がこの修正を要求した場合には、乙 が乙の負担おいて速やかに訂正しなければならない。

第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

鹿児島県の桜島,霧島,離島3火山(口永良部島,薩摩硫黄島,諏訪 之瀬島)では、設置済み及び設置予定の土石流監視カメラなど監視観測 機器があり、その観測結果は、それぞれの専用端末又は河川砂防情報シ ステムにおいて、情報提供されているところである。

各火山地域において、その都度整備してきたことから、その専用端末でしか情報を得る事が出来ない観測局があり、情報共有に苦慮しているところである。また、監視観測機器のうち、設置から約20年経過し、老朽化に伴う更新時期を迎えている機器もあり、計画的な更新を図る必要がある。

今後,各火山地域の観測結果を河川砂防情報システムにおいて一元的な情報共有を図ることや、計画的な機器の更新を図るため、「現状の課題」をあきらかにし、「課題を踏まえた整備計画」、「維持管理計画」及び「事象別監視体制マニュアル」を作成することで、迅速な緊急対応の実現に寄与することを目的とする。

第9条 業務内容

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

(2) 現地調査

「現状の課題」を抽出するための現地調査を実施し、現地状況を把握する。

(3) 現狀課題抽出調查

既存の火山監視のための専用端末及び河川砂防情報システムとの 連携における課題を抽出し整理する。

- (4) 課題を踏まえた整備計画検討・作成 抽出・整理された課題を踏まえ、整備計画を作成する。
- (5)整備計画に基づくソフト対策の詳細設計 整備計画で示されたシステム及び観測機器の更新を行うため,以 下の作業を実施する。

ア システム及び観測機器設置の更新

- ・システム構成、機器構成、機器仕様に関する詳細設計
- ・必要電力量算出・電源設備に関する詳細設計・電力会社との調整
- ・データ伝送に関する詳細設計
- ・受信側での監視設備の検討及び詳細設計
- ·機器設置設備(工事図面、数量総括表、工事発注仕様書等) 詳細設計
- ・その他工事発注資料作成に必要とされる調査・検討

イ 通信回線多重化機器等設計

通信回線多重化にかかる機器構成,システム構成,機器仕様等に関する詳細設計や工事発注資料作成に必要とされる調査・ 検討を行う。

ウ 関係機関等の調査及び調整

必要な設備の設置等にあたり、関係機関・土地所有者等の調査及び調整を行い、計画の作成や機器設置等に関する承認を得るための補助・資料作成を実施する。

(6)維持管理計画検討・作成

システム及び観測機器の計画的な更新及び保守・点検に関する維持管理計画書を作成する。

(7) 事象別監視マニュアル検討・作成

監視システムを活用した事象別監視体制マニュアルを作成する。

(8) 報告書作成

業務目的を踏まえ、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体 (CD-R等 正・副 各1枚)
- ・紙媒体(簡易ファイル)2部(参考資料,概要版含む)
- ・その他、監督職員が指示するもの

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時(3回),成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

リモートによる打ち合わせも可とする。

第3章 その他

第10条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第11条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を 得ずに第3者に知らしめてはならない。

第12条 旅費

本業務における旅費は,現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市 に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査 職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

第13条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月):(以下、「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2)ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部,副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第14条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第15条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。